4　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る
⑵　入札保証及び契約保証
入札保証　免除
契約保証　納付
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　手続における交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑻　詳細は入札公告・入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Masato Adachi Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Hanwa Expressway Shimada Tunnel
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 30 September 2024 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 30 September 2024. if by mail, 4 : 00 P.M. 30 September 2024)
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 18 December 2024 (if brought with you, 11 : 00 A.M. 18 December 2024. if by mail 11 : 00 A.M. 18 December 2024)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch West Nippon Expressway Company Limited, 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki-City, Osaka Prefecture 567―0871 Japan, Tel. 06―6344―9241

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
令和６年８月19日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
佐藤　由美
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　中央合同庁舎第６号館Ｂ棟外２件⑭改修設計業務
⑶　業務内容
①　中央合同庁舎第６号館Ｂ棟の使用調整に伴う大規模改修の建築、電気設備、機械設備の基本設計及び実施設計等
②　外務本省中央・南庁舎、西別館のエレベーター設備改修に係る建築、電気設備、機械設備の実施設計等
③　特許庁総合庁舎地下１階内部改修に係る建築、電気設備、機械設備の改修実施図面の修正設計等
⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和８年２月27日まで
指定部分１　契約締結の翌日から令和７年６月30日まで
指定部分１の範囲　外務本省及び特許庁総合庁舎のすべて
⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑹　本業務においては、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。
なお、電子契約システムにより難いものは、５⑴担当部局へ理由を付して願い出て、承諾を得た場合には紙契約方式に代えることができる。
2　参加資格
技術提案書の提出者は、以下の⑴に掲げる資格を満たしている単体企業、又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
⑴　単体企業
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における令和５・６年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
⑤　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照）
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑦　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
⑵　設計共同体　２⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者（ただし、⑦の条件は設計共同体の代表者が満たせば良い。）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年８月19日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより、国土交通省大臣官房官庁営繕部長から中央合同庁舎第６号館Ｂ棟外２件⑭改修設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）認定を受けているものであること。また、管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に属していること。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　専門分野の技術者資格
⑵　平成21年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績
⑶　「業務成績の相互利用機関と適用対象」（業務説明書参照）に示す発注機関ごとの「相互利用の適用対象」のもののうち、平成30年10月１日から令和５年９月30日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は、業務の評定点の平均）（業務説明書参照）
⑷　表彰の実績　平成31年４月１日から令和６年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局、又はこれらの部局に置かれた事務所（港湾・空港関係事務所、財務出張所、農林水産・農業関係事務所、土地改良関係事務所、陸運・運輸関係事務所を除く。）が発注した建築関係の設計業務の優良業務表彰または優秀技術者表彰の実績、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者の表彰の実績、「インフラＤＸ大賞（令和３年度以前は「i-Construction大賞」）」における「工事・業務部門」の受賞（業務説明書参照）